

食品安全委員会（第641回会合）議事概要

日 時:平成29年3月7日(火) 14:00~15:32
場 所:食品安全委員会大会議室
出席者:佐藤委員長ほか6名出席
傍聴者:報道1名、行政機関4名、一般6名

議事概要

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第11条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の清涼飲料水のヒ素の試験法からのグットツァイト法の削除

→厚生労働省から説明。

本件について、試験法の削除による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(2) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき及び食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・添加物 1案件

食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について

→厚生労働省から説明。

照会案件については、試験の操作性の改善若しくは精度の向上等を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

リスク評価案件については、アスパラギナーゼ、亜セレン酸ナトリウム及び1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸に係る成分規格について、ヒ素の規格値を「As₂O₃として」から「Asとして」に変更することによる規格値の改正等については、実質的に規格値が緩和されるものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当することが確認された。

(3) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「加工助剤(殺菌料及び抽出溶媒)の食品健康影響評価の考え方」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山添委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

(4) 農薬専門調査会における審議結果について

- ・「クロラントラニプロール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「フルチアニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「プロシミドン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田委員及び事務局から説明。

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとなった。

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「キャプタン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フェンキノトリオン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「フロメトキン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ホルペット」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メピコートクロリド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「キャプタンの一日摂取許容量 (ADI) を0.1 mg/kg 体重/日、一般の集団に対する急性参照用量 (ARfD) を3 mg/kg 体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量を0.3 mg/kg 体重と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）に通知することとなった。

「フェンキノトリオンの一日摂取許容量 (ADI) を0.0016 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がない。」

「フロメトキンの一日摂取許容量 (ADI) を0.008 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.044 mg/kg 体重と設定する。」

「ホルペットの一日摂取許容量 (ADI) を0.1 mg/kg 体重/日、妊

婦又は妊娠している可能性のある女性に対する急性参照用量（ARfD）を0.1 mg/kg 体重と設定し、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「マンジプロパミドの一日摂取許容量（ADI）を0.05 mg/kg 体重／日と設定し、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がない。」

「メピコートクロリドの一日摂取許容量（ADI）を0.3 mg/kg 体重／日、急性参照用量（ARfD）を0.3 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。